(明治四十年十二月三十日第三種郵便物認可)(日刊)日曜及祭日の翌日休刊　明治四十二年八月四日(水曜日)　第百七十八號(一)

京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐべからず

寄書

（説の當否は本社之れに與らず）

在韓國大審院存置の必要を論ず（上）

下森洋洲

日韓協約、新に成り韓國の司法權を擧げて我が國に委任するや在韓國の大審院の存否は端なくも我が法曹界の問題となり研究の結果之を存置せずして我が在東京の大審院をして之に當らしむることに略ぼ一致せるが如しとは頃日各新聞紙の報ずる所なり果して此の報導にして誤りなくんば余輩は大に反對を試みざるを得ざるなり。

抑も大審院の目的が法律の解釋を統一するにあるは論を俟たずと雖も又其解釋をして國情に適應せしむることも其一大要件なりと云はずんばあらず蓋し法律は國家の宣明したるの意思なり此の意思に背反するの解釋は固より其許さゞる所なりと雖も而かも法律は社會共同生存の要件なり故に國家の意思に矛盾せざる範圍内に於ては社會當時の狀況に應じて適當の解釋を與へざるべからず然らざれば共同生存の要件たる法律は却て共同生存を阻害すべき兇器たるに化し了すべければなり彼の區裁判所事件を控訴院に於て終結せしむる如き大審院の經費を增加せしめずと云へる經濟的の理由よりは寧ろ斯る小事件は其關係する範圍も狹少なるべければ控訴院管下に於ける地方の狀況に適應せしむるの旨意なりと解するを以て最も至當なりと信ず況んや法律の規定上社會の狀況に應じて其解釋を異にせざるべからざることを間接に宣明したるものあるに於てをや。

民法第九十條に曰く公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行爲は無効とすと而かも茲に如何なる事項が公の秩序又は善良なる風俗に反するや否やを明言せざるものは蓋し社會の變遷時運の進歩に伴ひ其の揆を一にせざるものあるを豫想したるが爲めならずんばあらず、然らば即ち此の法文の如きは正さに社會當時の狀況に應じて法律の解釋を異にすべきことを宣明したるものと云ふべし從て第九十一條、第九十二條の如きも同一の結論を生ず又第百三十二條に曰く不法の條件を附したる法律行爲は無効とすと果して其如何なる條件が不法なるや否やは其當時社會の狀況によりて同しからざることは豈夫れ多言を要せんや又第百三十四條に曰く不能の停止條件を附したる法律行爲は無効とすと而して如何なる條件が不能なるや否やは是亦社會進歩の狀態及び當事者身體の有樣、知能發達の程度等凡百の事情に依りて適當の解釋を與へざるべからざるは蓋し法文上明白なることにあらずや其他之に類する法文は枚擧に遑あらざるなり。

中山大納言

第十五席　桃川燕玉演

そこで閑白殿御使として中山大納言、正親町大納言、所司代太田備中守屋敷へ成らせられ、「今般主上御孝心の叡慮にて、御父閑院宮典仁親王へ太上天皇の尊號を參らせたまふ、其方より關東將軍へ申達し、舊例の通り六千石六千俵を上つるやうに」と云ふ。太上天皇に成らせられますれば、關東から六千石六千俵と云ふものを差上げ、別段に屋形を拵ねんければならぬ、そこで中山大納言「屋形の儀は別段新築致すに及ばぬ、只今迄の御住居へ聊か御建增を致せば宜しい、是れ則ち國帑の費を思召される有難い御心より出でたことであるから早々關東に申入れろ」と云ふ。太田備中守が「委細承知仕りました」と云つて、早速此段を江戸表へ急使を以て注進に及ぶ、と江戸表に於ては十一代將軍家齊公御若年殊に御孝心で在つしやるから殊の外の御喜ひ。と云ふものは京都で此事が實行になると、直ぐ御自分のれ父さんが大御所公となつて西丸へ入り御孝行が出來る、どうも御生父を家來扱をするのは心苦しいと云ふ所から、殿中へ諸役人御呼出しとなつて御評定、一ッ橋治久公大悦び、まづ好い鹽梅、一日も早く閑院宮家が太上天皇に成せらるゝやうにと、將軍を始めとして一ッ橋附の面々が喜んだ時に、松平越中守が一人不服だ「どうも尊號を上つると云ふことは容易ならざる大事、是は今一應御勘考あらせらるゝ樣申上げられ然るべく、越中甚だ不承知でござる」と此御方が御承知がないから、そこで御同席の御老中方は腹の中では「どうも越中殿に似合はぬ六千石六千俵を惜むか知らん、自分の懐中が切れるんではない、いくら越中殿が儉約家でも六千石六千俵を京都へ上つることを惜んで云ふ譯でもあるまいが、ハテナ何か是は越中殿に深い考があるか」と斯う思ふから、越中殿がいかないと云ふものを逆らう人はないから、こゝで老中一同皆越中樣へ同意をした。そこで今一應御勘考あらせらるゝやうにと、京都所司代太田備中守へ此の段を申し送くつた。さア斯うなると一ッ橋治久公始め其の附の役人、且大奥の女中衆、悉く越中殿を憎み始めた、越中といふ奴は一体が吝嗇な奴、しわい奴だから六千石六千俵を京都へ上つるのを惜んで彼此れ言ふ、忌々しい奴は松平越中守だと、どうも非常に越中樣の御評判が惡い。と越中樣は何を人が言つても一向構はぬ、天下國家の御爲め、我が一身を犠牲にしても更に口惜しくないと云ふ、元と國家の大忠臣であらせられますから諸役人が散々に惡口を利くのは犬の遠吠はざにも思召さぬ、デ松平伊豆守殿を御招きになつて御密談「どうも此閑院宮樣に太上天皇の尊號を上つると云ふは容易ならぬ大事、就ては貴公上洛をし、近頃公卿の不行跡を申立て、中山大納言を江戸へ呼んで之を取つて押ね、而して太上天皇尊號事件は揉消して仕舞はふ、御苦勞だが尊公京都へ上洛をして、一つ斯う〳〵取計らつて呉れろ」伊豆樣へ御內意を仰付けられましたから、「委細承知」とそこで三州吉田の城主七萬石松平伊豆守、寛政四年七月下旬に江戸を立つて、八月の上旬京都に着いた末、蛸藥師の旅館へポンと御着きになりまして、そこで所司代太田備中守へ萬端打合せて、八月の十一日禁中へ參內と云ふことになる、太田備中守松平伊豆守打揃つて、公卿門から總供を落しまして、衛士の案內に就いて紫宸殿へ出でまする、階上には百位百官月卿雲客綺羅星の如くに御着座あらせられ、階の際には中將少將左右に相並んで、手に重藤の弓の中央を握り、矢二筋を持ち、脊には杜の如くに脊負つて居らつしやる、所謂右大臣左大臣といふ、庭前には左近の櫻右近の橘、禁中の形相賢に目を駭かすばかり、御威光御宏大、自然と頭が低ります

そこで太田備中、松平伊豆兩人は素袍大紋烏帽子で、謹んで其處へ平伏をいたす。と殿上へ現れたのが白綾の直垂、紫入ツ藤形の指貫、白杜若刺繍の石帶、二枚をさの冠を戴き、本紫の長纓を掛けまして、闕木の笏を携へ中山大納言愛親「東の代官の使」と大音に仰しやる、松平伊豆守高位に壓され謹んで頭を低げましたが、よう〳〵頭を少し擡げた　愛「其方事上樣龍顏を拜さん爲め家齊名代として上京、龍顏麗はしく叡感に斜ならず候、此段立歸り家齊に申達しませい」と仰せらるゝ聲は、凛々として金鈴の鳴響く如く、松平伊豆守殿は始めて參內をなすつた、場慣れませぬから一言も言ふことが出來ない、唯御威光に打たれ恐入つてそこで直ぐ退出だ、侍從の者に送られまして漸うの事で武家門に參りました。



京城新報

夏期講習會

時將さに炎暑酷烈、暑を凉地に避るの人愈々多からむとす、祖國に於ては每年此暑中休暇を利用して各地に夏期講習會なるものを設けられて精神の修養をなすと共に山紫水明の天然に接して浩然の氣を養ふ、歐米各國に於ても夏期には綠蔭深き所若しくは海濱の凉しき土地を選で必ず此種の會合を催す、精神の修養を兼て身体の健康を助くる爲に最も利益あり、是れ靈肉共に益する好個の企劃也。

殖民地に於ては殊に此種の會同の必要なるを感ず、殖民地に於ては社會組織の機關充[illegible]娛樂場も亦乏し[illegible]自然花柳の街[illegible]に空しく經過[illegible]自然に墮落し身体[illegible]折角の暑中休暇も[illegible]を墮落せしむるの[illegible]する所は頗る大な[illegible]如きも其惡風は漸[illegible]すや、此等惡風の[illegible]淫蕩の風は滔々と[illegible]青年も壯者も老人[illegible]見よや世は不景氣[illegible]の極に達せりと稱す[illegible]魔窟淫街[illegible]り殖民地の風潮と[illegible]あるべしと雖も、一[illegible]せるが爲ならずんば[illegible]輕佻浮華に流[illegible]は其國民の風義に依[illegible]民地の前途は如何に[illegible]京城現時の風氣に[illegible]ざるものあらん、國[illegible]味どによりて分明す[illegible]と欲すれば執實にし[illegible]ざる可らず、今や溫[illegible]避るの人多しと雖も[illegible]唯夫れ酒色のみ、此[illegible]溫陽等何れにても[illegible]組織し、篤學篤行の[illegible]し、或は會員相互の[illegible]し精神の修養をなし其間天然に接し或は適意の書を快讀し以て浩然の氣を養はゞ其益する所蓋し意外に多からむ、其費用の如きも極て低廉にし、學生も官吏も紳士も勞働者も一同に和氣藹然たる家族的生活をなして此暑中を送らば相互に益する所多きのみならず、人類安息の爲に天の與へたる盛夏の候を最も有意味に善用するもの也、目的既に玆にあるを以て其設備の如き極て平民的ならざる可らず、殖民地的虛榮華美の風は斷じて排せざる可らざる也。

桑港電報

▲墨國の大地震 墨其哥アカプルコ及附近市街地震の爲め全滅し死者數百名に及び慘狀を極む(三日東京經由)

北京電報

▲清國大官交迭 通譯鐵道特辨大臣盛宣懷罷免せられ汝世昌其後任を命ぜられたり(三日東京經由)

東京電報

▲韓銀創立委員 韓國銀行創立委員は一旦人選を終りたるも有力者筋に異議ありし爲め多少の異動を生じ自然二三日後にあらざれば發表の運びに至らざるべし

▲將校韓國差遣 參謀本部員步兵少佐岸本鹿太郎氏韓國に差遣せられたり

▲新潟大火後報 昨報新潟市の大火は同市古市町より發火し類燒家屋六百戶以上に達したり

▲新鐵道豫算案 京元、平南兩鐵道敷設豫算は來期第二十六議會に提出さるゝ筈にて前者の豫算は二千萬圓後者は一千五百万圓なりと

▲我政府の强硬 安奉線問題に就き我が政府は二日伊集院公使に對し一週間の期間を限り淸政府の確答を求むると同時に若し直ちに要求に應ぜざるか又期間內に回答せざる時は自由行動を執るべき旨を訓電せり

雜報

●協約と日本法律

韓國政府が日本政府に司法權の委任をなしたるに就きては其結果として外國人に關係したる事件は總て日本法律により支配せらるべきことは法理上當然の事なるが今後之に附帶して起るべき問題は韓國法律が韓國人に關係を及ぼす場合に於ては洵に面倒なる事件を惹起することにて例へば三稅施行の如き現今は統監府の府令に依り僅に其効力を保ち得らるゝが斯る關係起る場合は如何なる方法を以て其効力を生ぜしめ得るや統監府令は一片の行政命令にして多くの場合に悉く之を適用し得る性質のものにあらず故に此關係に對しては日本政府に於て何等かの方法を講ずるにあらざれば當底圓滿の執行を爲し得ざるに付目下韓國政府に於て作らしつゝある法律も之が爲め多少の手控を爲し居るものありと云ふ

●關稅局の廢止

關稅局を廢止し其事務を度支部司稅局に合併すべしとの說は先年各部官制改正の際にも唱へられたる所なるが總稅務司時代の沿革もあり直に之を決行する能はざりしが近き將來に於て愈々同局を廢止し主稅局に關稅課の一課を增設すべしと

●大久保大將歸着期 南韓地方巡視中の大久保軍司令官一行は二日鎭海灣方面より馬山に赴き來る七日頃歸着の筈なりと

●武官學校生徒留學 二日武官學校解散式の際同校生徒四十五名の內四十四名は打連れ日本留學を申出でたる事は既報の如くなるが愈々聽許せられたりといふ

●永濱關稅總長辭職 關稅總長永濱盛三氏は今回都合に依り現職を辭さるゝ趣にて多分本月八日當地を引拂ひ東京に向け出發せらるべしと京通は報ず

●領事會議の內容 在京城各國領事集會に就て洩れ聞く所に依れば右は委任契約實施後に於ける治外法權に關する問題を議するに在りたりと

●韓銀と引受株 韓國銀行株十万株の中韓國政府は三萬株日本政府は二萬株韓國宮內府千株を引受け他は一般より募集すべしと

●元軍部將校連會合 元軍部將校等は去る一日惠泉湯に於て懇親の酒宴を催はし軍部廢止等話題に上りたるも何等不平の色なく極めて平穩に散會せり

●瓦斯道路の決定 瓦斯會社道路使用の件に關する龍山民會は一日午後一時より開會大村委員長より委員會の結果を報告し結局委員會の修正案通り決定したり

●地方官と交際費 地方權要の地にある地方官は近時交通の利便に伴ひ多額の交際費を要する次第なるも從來之を支給すべき出所なきに依り來年度よりは地方官交際費を豫算に計上すべしと

●釀造試驗所の成績 西大門外に於ける度支部の釀造試驗所にては前年度以降果實酒の試驗を爲せしに結果稍良好なりしを以て本年度も「ユスラ」「杏」等の果實酒を試造し現に四石餘を貯藏し居れりと

●三仙詩會と奉答詩 元老大官の雅會たる三仙詩會にては過日日本留學中の韓太子より詩及金圓を下賜されたるに付き其奉答詩を送ることに決し目下李完用、趙民熙二氏之を擔當して草しつゝありといふ

●各道觀察使意見

先日會議に列したる漢城府尹及各道觀察使は其後左の各項を協定し連署の上當局者に提出したりと云ふ

一、面長職制を至急に實施し領受員兼務は爲さしめざること
一、家屋稅及戶稅を地方費に編入すること但し戶稅は分等徵收すること
一、警察機關を擴張すること
一、警察官中判任官(韓人)の任免を觀察使にて專行すること
一、農工銀行及金融組合を改良し利息を最低せしめ期間は稍寛にし貸付方法は信用に依りて簡便にすること
一、各地に漁業技師或は技手を置くこと

●貨幣發行高週報 韓國一銀行支店に於て七月二十五日より同月三十一日迄に發行したる貨幣左の如し

銀行劵平均手許有高	六九〇、四二三
銀行劵市場平均流通高	八、九三〇、四七八
硬貨發行額(七月三十一日現在)	
同 廿錢	七六六、〇〇〇
同 拾錢	四七八、〇〇〇
白銅貨五錢	七八五、五五〇
[illegible]	一四三、[illegible]

●宮內府員の運動會 宮內府奏、判任官[illegible]

●日本小學校長會議 第七回在韓日本小學校長會は四日より六日迄三日間京城第二尋常高等小學校內に於て開會の由なるが會議事項は五十八件なりと

●小包郵便の劇增 韓國に於て近年小包郵便取扱の增加著しき傾向あるは畢竟するに韓人の一般が小包郵便の便を發知したるに依るものにて一昨年四月一日より昨年三月末迄滿一箇年間の小包扱高は引受に於て三萬五千百六十件に對し本年同期間は四萬千六百九十七件則ち二割三分强又配達に於て同上五萬三千六百廿九件に對し七萬八千二百九十三件則ち四割六分强の劇增なりと

●忠南韓山郡の麻布 忠南道韓山郡は古來麻布の產出を以て有名なるが同郡下一箇年の產額は四五萬圓を下らざる見込なるを以て今其餘りに細き機緯を太くし尺及巾を改良する等少しく織方に注意を加へなば日本向にも適するに至るべしとて目下當局に於て調査中なりと、いふ

●地方費の財源

地方費の財源に就きては屢々報導したる如く內部、度支部、兩部の最も苦心する處にして結稅及戶稅の二者に附加稅を賦課徵收すべきや否やは目下尙兩部に於て協議中なるが既定の地方費中唯一の財源は市場稅にして既報の如く貿易高を標準とすべきや或は等級稅とすべきや其一を選び次に屠獸稅渡津稅(從來各地方に於て徵收しつゝ有而して私立學校の經費に支出しつゝあれば今之を地方費に編入する時は私立學校に補助費を支給せざるべからず)客主稅酒幕稅等にして是等既定稅目の徵收額は小は二萬圓より大は七八萬圓に過ぎざれば之れを以て土木、衞生、敎育等の諸事業に支出するは頗る困難なることにして若し附加稅を賦課徵收し得るものとすれば大道は優に二十萬圓以上小道と雖も五萬圓を下らざるべしと尙從來韓國に於ける徵稅費は稅額の約一割以上を要したるものなるが地方費は其徵收方を度支部に委託するを以て之が費用を要せざる譯なりと

●種苗下附の狀況 農商工部にては林業獎勵の爲め種子苗木の無料交附を開始してより各地よりの交附申請非常に多く苗木の如きは豫定額の三十倍に達したるを以て各道及理事廳に適宜分配を託し又警務局と交涉し各駐在所警官をして公務の余暇植樹せしめ民間の植林思想を鼓吹せしむる爲め少許宛の種子を交附し或は學校團体等に交附せるもの各種苗木三十四萬二千餘本種子二十四石餘に及びたりと

●遊說團の演說會 既報の如く遊說團にては二日西部圓覺社に第二回演說會を開きたるが演題は「時局に對する感想」鄭應卨「觀光に對する有感」李軒卿「官民一致の必要」任明相等にして右終りて後高義駿、丙宗鎬、鄭應卨三名を專務幹事に撰任し尙近々漢城附近を遊說する爲め李範喜、沈宜哲、金熙禋、千仁會を遊說委員に撰定し事務所を南部美洞十一統五戶に置くに決したり

●下旬外國貿易

關稅局の調査に係る七月下旬外國貿易左の如し

區別	本旬 本年分	前年同期
	圓	圓
輸出品價	三二一、一三四	二二〇、七〇五
輸入品價	九五二、五二〇	一、〇九四、五四六
合計	一、二七三、六五四	一、三一五、二五一
輸入超過	六三一、三八六	八七三、八四一

●各銀行會社上半期概況(其三)

十八銀行京城支店 支配人 清水文之輔

資本金	三百万圓
積立金	五十八萬圓
繰越金	三十万圓余
利益配當	年一割
京城支店貸出金	四十三萬圓餘
同 預金	五十一萬圓餘
釜山支店貸出金	四十一萬圓余
同 預金	四十九萬圓餘
仁川支店貸出金	六十一萬圓餘
同 預金	三十万圓餘
元山支店貸出金	二十九萬圓餘
同 預金	十二萬圓餘
木浦支店貸出金	三十四萬圓餘
同 預金	九万圓餘
群山支店貸出金	十六萬圓餘
同 預金	十五万圓餘

京城支店上半期景況 本期の初に於ては地方暴徒の出沒未だ常なき爲に良民堵に安ぜざると輸出貿易不振の結果は地方韓民を悲境に陷入れ物價漸落の趨勢は益々市場の活氣を失はしめ輸入の思惑も自ら手控への姿となり資金需用の見るべきものなかりしも四五六の三ヶ月は諸官衙の土木建築工事資金と穀物相場の稍引戾したるとにより資金の需用を喚起したれども敢て彼に金融市場の形勢を一轉するに至らず概して當半期は商界の不景氣貨幣市場の閑散を以て了れりと云ふも可也と

貸付金は多く商業手形[illegible]の如きは絕對になし[illegible]貸付金利は最低三錢[illegible]預金 定期は六分よ[illegible]口一錢三厘貯蓄は一錢[illegible]預金も貸出金も多く[illegible]僅々たるもの也韓人[illegible]式的保證の信用手形[illegible]るも其數寥々たり[illegible]出張所は北韓羅州と[illegible]第一銀行の委託を受[illegible]浦鹽斯德にも支店あ[illegible]つ同支店にて杉浦商[illegible]事務を引繼ぎたる者[illegible]

●故酒匂博士慰靈醵金趣意書

我が農學界の偉人農學博士酒匂常明君七月十一日を以て溘焉とし[illegible]明治十三年業を駒場農學校に卒へ[illegible]學海に或は官海に奔馳秋雨前後三十年精勵一日の如し君務に農政に心を致し曾て農務局に長たるや創案施設一として國富の涵養に適はざるはなく又國運の發展に資せざるはなし然るに不幸一度官海を去りて實業界に入り大日本製糖會社の長となるや其の二星霜未だ何等の抱負を展ばすの機會を得ざるに可惜積年の宿弊は遂然として發し遂に淸廉潔白なる君をして責任の爲に殺し武士道の爲めに殉ずるの止むを得ざるに至らしむ豈壯烈ならずとせんや悲愴ならずとせんや君爲人厚德寬仁自ら薄ふして他に厚く居常誠實を恪守して能く人を容るゝの雅量あり君かも豪宕洒落私財の爲めに毫も顧みることなかりしは彼の悲痛なる遺書の一節最愛の兒よ兒等の前に貧窮といふ大敵に遭遇せり云々にて遺憾なく盡せり更に又兒の母は今より稀有の困難に遭遇すべしといふに至つては轉た斷腸離れか亦其の哀に泣かざるものあらん學を同ふし多年を共にしたる生等之れを聞き彼を見感慨なり豈傍觀するに忍びんや依て爰に同志相謀り醵金以て遺子育養の費に供せんとす冀くは同情の諸君左記の事項に則り生等の擧を贊し奮て捐金あらんことを

明治四十二年七月二十六日

發起人(いろは順)

井原百介 伊地知德之助 伊藤悌藏
石渡繁胤 石原助熊 井幡順造
原熙 針塚長太郎 芳賀權四郎
本多岩次郎 本田幸介 押川則吉
奥健藏 大塚由成 岡田鴻三郎
大槻賢之助 勝島仙之助 川瀨善太郎
鴨下松次郎 横井時敬 吉井豊造
玉利喜造 大藤銀太郎 恒藤規隆
月田藤三郎 中村彥 村田重治
牛村一氏 內山定一 上田榮次郎
有働良夫 松井直吉 松波秀實
松谷證三郎 古在由直 青山元
安藤廣太郎 安藤安 齋藤萬吉
佐々木善次郎 澤村眞 木村良
湯地彥次 三島敏行 柴藤章
廣澤辨次

記

一、捐金額は來る九月末日迄に東京西ケ原農事試驗場鴨下松次郎宛御通知被下度事
一、捐金は來る十一月末日迄に同人宛御送附の事
一、捐金は便宜數回に分ち御發送相成候差支無之事
一、捐金は西ヶ原郵便局に御指定相成度
一、捐金の處置は發起人に御一任相成度[illegible]

●廿七聯隊の實彈射擊 步兵第廿七聯隊は來る七日午前七時より後六時まで光熙門外舊射擊場に於て實彈射擊演習を爲すべし

●永濱總長の[illegible] [illegible]

●李大韓社長の渡日 大韓新聞社長李人稙氏は[illegible]

●日英語の夜學會 [illegible]

●[illegible]

近事片々

[illegible]

内 正貨準備發行額 三、二五〇、〇〇〇
保證準備發行額 六、三七〇、九〇〇
同拾圓
銀貨五拾錢 五〇〇、〇〇〇 六八六、五〇〇
金貨 五圓

……韓國銀行の用務を帶び不破事務官を隨へ五日……

▲相談の相談▼
(何んでも御相談に應じ升)

◎問 私は魚屋で御座い升が思はしく御座いませんから商賣がへを致したいのです何商賣が適りませうか尤も魚屋と申しても立派な店持ちではない擔ぎ回りで●●●御相談を致します(原文假名一老人)

◎答 矢張り魚屋が宜しい迂濶と商賣變へなぞして取り返しの付かぬことになりはせぬか、度々云ふ事だが思はしいと云ふ事がゴロ〳〵轉がつて居るものでない。此地の魚屋は多く一尾賣りだが切肉にして賣つて試たら宜くはないか、即ち一切れ三錢とか五錢とかと云ふ風に、然したら必要だけ買へると云ふ所から得意も殖え手輕でよいと評判せらるゝは請合なり(係)

◎問 私の亭主は韓國の役人ですが内地に居つた時は十八圓程しか收入が無つたから然うでも無かつたが當地へ來て收入が増へたら女郎買ひはする大酒は食ふ結局内地で十八圓の時の方が生計は裕であつた位夫れに此の二月程前からは同役の方の噂さん〇〇と云ふ惡性女と乳繰て五歳になる子迄ある私を出て行けがしに扱ひイヤ無教育だとか田舍者だとか顏さへ見れば惡口計り無教育も田舍者も今始まつた事でなし口惜くて堪りません私もモウ離られる氣で本名を名乘つて出たら新聞社で書いて下さるか分別がつかないから相談致します私は離れても困りはせぬ親許へ歸る斗り(原文平假名田舍女)

◎答 御尤もですた腹が立ちましよう、他人の事でも腹が立つもの當人の貴女が怒るのは無理はない、が貴女の樣に左合は皆に呆れる外はない、御亭主の不都樣にムキになつては不可ませんよ、何も御無理御尤もとモウ二三個月虫を殺して機嫌を取つてた〇〇さんと全く姦通して居るのか何うか能く確めて、間違ひは無からうが念には念を入れだから、夫れで事實と云ふ證據が上つたら酷く御亭主に意見をなさい聞かなければ又一思案ある、マア二三ヶ月死んだ氣で優しく爲て見る事(係)

●大阪大火續報
大阪特電

其後の調査に依る燒失町名左の如し
空心町一、二丁目、東松ヶ枝町、西松ヶ枝町、神保町二丁目、樋屋町、河内町、此花町、大工町、天滿橋筋二丁目、南森町、旅籠町、東堀、西堀、河町、伊勢町、富田町、千早町、東梅ヶ枝町、西梅ヶ枝町、老松町一、二、三丁目、若松町、眞砂町、衣笠町、北野町、小松原町、曾根崎上一、二、三、四丁目、曾根崎一丁目、永樂町一丁目、堂島仲通り一、二丁目、船大工町、堂島北町、堂島裏町、曾根崎新地一、二、三丁目、曾根崎新地上二、三丁目、梅田町、西梅田町、上福島町一、二、三丁目、上福島仲町一、二、三、四丁目、上福島、東灘町以上五十九町は全燒にして西灘町半燒にして鎭火したり(一日午前九時發電延着)

▲夜中の燒失家屋 昨夜(卅一日)六時以後今朝鎭火迄に燒失したる重なる建物は控訴院、堂島米穀取引所、仲買人居宅全部及北濱銀行北區支店、藤田組北區出張所、商業會議所、高等商業學校、府知事官邸、府立堂島高等女學校等にして今朝六時五十分安治川岸通にて漸く鎭火したり(一日午前十時發至急報なるも電信不通の爲め延着)

▲保險損害額 大坂大火の爲め各火災保險會社の蒙れる損害は非常にて只今迄の調査額約**六百五十萬圓**に達す其中最も多く損害を蒙れるは**日本火災**保險株式會社にして二三の**破産**を見るに至るべし(二日午前七時發)

▲類燒延長里程 大坂大火の爲め類燒したる延長里程は二里十七町に達せり(二日午前八時發)

▲燒失戸數二萬戸 大阪大火の爲め燒失したる戸數は**五十九町**の内家屋**二萬戸**に達す(同上)

▲大坂大火損害 只今迄の調査に依れば今回の大火に依る直接損害額は約**九千二百萬圓**にして大阪にとり未曾有の大打擊なり(二日午後一時發)

●紳士賭博の公判
▲前科附きの民團議員

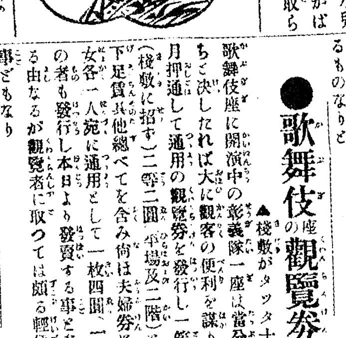
去月十八日檢擧されたる仁川紳士連の賭博公判は昨三日午前十時三十分仁川理事廳にて高木副理事官高橋檢事代理の係りにて開廷され被告人は小笠原、小松、龜井、鹿江の四名出廷し山岡利兵衛は病氣の爲め代人を立て形の如く裁判長の取調べ檢事の論告及び辯護人淺倉、石塚兩氏の辯論ありしが各被告の前科取調の際仁川民團議員たる被告小笠原忠一は前科更になしと答へたれば高木裁判官は一聲高く嘘を言ふなと怒鳴り附けたれば流石の彼れも包み得ず曾て臺北にて賭博罪に依り重禁錮二ヶ月罰金十圓に處せられし事を自白し茲に彼れが前科者たる事判明し傍聽席の人々何れも顏見合せて啞然たり尚は各被告は始末書には五錢花を引きたりと書きしも井は刑事の口車に乘つて認めたる者にして實際は勝ちたる者は洋食を饗る約束なりしと申立てたり追て裁判言渡しは明五日なり

●京義線の不通
▲新義州停車場の浸水

既報の如く鴨綠江の増水は其後益激増し新義州停車場の如きは約**五尺**も**浸水**し又京義線中新安州、嶺美間も出水の爲め線路に故障を生じて**不通**となり何時開通の運びに至るやら豫知せられずと云ふ

●小兒を連て散財
南大門内居住石工渡邊良助(二十八)は一昨日午後十時過ぎ三歲計りの幼兒を連れて旭町一丁目飲食店開盛亭に至り小供を外に立たして内間に這入り酒食を需むるも良助は酩酊せるを以て開盛亭主人加藤國太郎は体能く斷りしも良助は承知せず泥足の儘座敷に上り營業妨害を爲すにぞ南部署に斯くと訴へ出で巡査出張して之れを引致して取調べたるに同行の小兒は同業者奧村虎吉の子なる事判明せしかば同人を呼び出し良助の將來を托して引取らしめたりといふ

●中檢の披露劇に加賀見山の姫君と管四の三助とを演じて大喝采を博した花月の養女小高



●姉の横面を撲る
明治町三丁目百七十二番戸裁縫業勝木駒吉(四十)と云へる其實姉なる中園はなと共に裁縫店を開き家賃三十二圓の内十圓は駒吉に於て支拂ふ答なりしも近來手許不如意の爲め碌々家賃の支拂出來ざるも家主より頻りに督促し來り貧乏の結果一昨二日午後六時頃姉弟喧嘩を爲し駒吉は鐵拳を振つてはなの横面をシタヽか毆打し疾病休業一週間に至る負傷を爲さしめたる爲め南部署へ引出されしも姉弟の事とて示談で事濟みとなる

●亂暴なる大工
旭町一丁目百五十二番戸寄留大工職長沼寅吉(三十)は一昨二日午後八時頃大和町一丁目六十九番戸木輓職比永定平(三十)方にて同人及び今村某なる者と共に飲酒し酩酊の結果寅吉は自分の財布と骨牌とが見へぬとて疊を揚け或は湯の入りたる鐵瓶を引つくり返し果しは定平の面部を毆打し遂に負傷せしめたる騷ぎに警官の出張を乞ひ南部署に引致し翌朝迄留置きて放還す

●通津郡の流行病
仁川署管内通津郡桑串面長より一昨日仁川署に屆け出でたる報告に由れば目下同郡内に吐瀉病流行し去月二十九日より一昨日迄に鶴峴里に二名、晉達里に四名大浦里に一名都合七名の死者を出し尚頻死の狀態にあるもの晉達里に四名及び四柳里に四名ありとて其の原因は不明なりとありたれば仁川署にては由々敷一大事なりとて昨日午前岡本警部は高木警察醫を同行同郡に出張したり

●酌婦のドロン
仁川寺町二丁目三日月亭酌婦大朝ルイと云ふは一昨日ドロンをきめ込みたれば樓主は驚いて最寄警察に屆け出でたるがルイには仁川鐵工所の職工岩永義雄と云ふ情夫あるとのことにて同人を取調べたる結果昨日午前十一時半頃京町二丁目高橋定吉方に潛伏し居ること判明したれば直に連れ返り樓主に引渡したりと

●强姦せし暴徒
七月二十五日東部警察署に於て暴徒の首魁尹允誠の部下なる金爺伴を逮捕し去三十一日京城地方裁判所へ送致したるが同人は曾て蘇島に於て日本人を殺害し其妻を强姦したるものにして其他洪州郡方面に於て多數の民財を掠奪したるものなりと

●歌舞伎座の觀覽券
▲棧敷がタッタ十錢

歌舞伎座に開演中の彰義隊一座は當分常打ちと決したれば大に觀客の便利を謀り一箇月押通して通用の觀覽券を發行し一等三圓(棧敷に招ず)二等二圓(平場及二階)として下足賃其他總べてを含み尚ほ夫婦券とて男女各一人宛に通用として一枚四圓(一等並)の者も發行し本日より發賣する事となしたる由なるが觀覽者に取つては頗る輕便なる事ども也

●小便料三十錢也 本町二丁目五十三番戸田中猪三(三十)は去月廿六日午前六時本町一丁目の道路に放尿したる廉により昨日南部署に於て科料金三十錢を申渡さる

●九圓入の財布遺失 仁川京町二丁目原加二郎は新町二丁目にて一昨日午後十時頃九圓入の財布を遺失して屆け出づ

●藝妓の突出し 壽町三丁目壽抱への中島むめ(二十)は筆之助と同織田さく(十八)は小菊と名乘り東檢番より今晚は

●筆之助の歸國 新町遊廓若春樓の筆之助は七月三十一日限りで年期を終り郷里大分縣宇佐郡四日市町字四日市に歸る

俳優評判記(三)
姫廼家きみ子

彰義隊の甲部員に篠崎龍太郎と云ふがある其名が同じだからと云ふ譯でも無いが一寸性格が樂天軍の松平龍太郎見た樣な男で頗る快男子である、角藤派に屬して居て隨分本舞臺を踏んだ樣子だ中々の達者で立役なれば如何なる事をも仕分けるが得意とする處は端三枚らしい、だから彼の爲す事は總べてが喜劇めいて居る、其替り舞臺は頗る陽氣で隨分芝居もする方だから隨て向受けがする同座中で一番大向ふを受けさすのは此男であらふ、調子もハキ〳〵して宜しいが何處か東海道邊の國訛りがあつて聊か耳障りがする之れは一つの瑕瑾であるが其缺點を打ち消す他の方法を講ずべし好漢宜敷自省せよ。

●配達出拂
午後六時三十分

演藝
▲永樂亭 は三遊亭百朝の落語、寶井琴凌の講談にして琴凌本夜の讀物は浪花五人男、義士銘々傳、天橋立千人斬の三席なりと

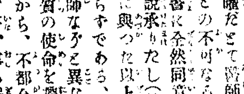
▲歌舞伎座 彰義隊一座今夜の替りは「不倶戴天」にして役割左の如し
五十嵐お若(西井)茶亭(仁科)金治子分入丞(桂木)田熊軍曹(河野)稻熊金治、新兵足田豆造(角村)上等兵山口(玉川)刀屋喜兵衛(中村)關口軍曹(大和)上等兵高井(間宮)宇津木聯隊長高木千代三郎(松村)高木信子(小谷)茶店娘れ花(小神)若宮副官(天草)白木憲兵、稻田曹長(愛澤)步哨兵士田(三島)宮崎中尉、美崎)軍曹川上行義、川上助左衛門(篠崎)

▲京城座 大改革を加へて各員大に奮勵しつゝある梅花美團今明日の替りは「印度土產」なりと

食道樂
▲壽町松金 僕は京城で天ぷらと云へば先づ此の家であるとの世間の評判に引つ張り出されて以來歩を運ぶ事は一再でない、隨つて僕は此の家の天ぷらに就いては批評するの權利を有する、材料も相當、油も佳揚げ方も上手である、世間で評判するのも無理はない、がだ、人間と云ふ奴の慾には限りのないもので暖簾が古くなると多く怠けるのだ、此の家なぞは敢て然うと云ふ譯ではは有まいが以前より見ると少し材料が下ちた暑氣の爲もあらうが倘一段の奮發を要する。然らずんば折角の名前に瑕をつける事になるが、併し天ぷらは確かに不味くはない(鄕玕子投)

▲此の種の投書を歡迎す

◀平民文庫▶



▲日曜だとて醫師が診察を斷ることの不可なるは希望生君の投書に全然同意する小僧君のれ說承りたし(贊成子)▲御相談に與つた以上一言せざるべからずである、醫師なぞは宣教師なぞと異なる方面に同一性質の使命を帶びて居るものだから、不都合と云ふより寧ろ不埒である、否、寧ろ罪惡だ、と思ふ(小僧)▲小料理店中に僕等の忠言を少しも入れないで相變らず酌婦を往來へ出して客は引つ張らせ、夜の二時だらうが三時だらうが構ひなしに三味線を引つ掻き回す調子外れの大聲で怒鳴る夫れが客かと思へば酌婦なのだ藝妓の鑑札も持つては居らぬだらうに相當遠慮を爲ないと客の跡を跟けて其姓名を素ッ拔くぞ(日の出太)▲上田萬年博士が其の名の萬年が氣に入らん何んとか外に訓み方は無いかと苦心せられて居るその事だが万年と訓にしたら宜しからうと思ふ(紅)▲去月三十日の紙上に綿打賃の批評を承りましたが賃錢の高廉は兎に角仕上げの如何に目を注ぎ給へ但し仕上げ次第にては五十錢でも任ますよ(本町八綿職工)▲朝顏の栽培を澤山なさつて居て夫れを誰にでも觀せて下さるれ宅は有ませんか(同慶生)▲大坂の大火で僕の伯父さんの家も燒けて終つた芳さん姉さん所も燒けた相だ(太田)

●正誤 昨三日三面廣告欄に掲載せし株式會社百三十銀行第廿二期營業報告中菅原太郎とあるは菅原大太郎の誤植に付訂正す

●紳士の遊興振 右は紙面の都合に依り本日休載

●天氣豫報 (自三日午後六時 至四日午後六時) 南西の風晴

二日(華氏) 最高溫度 八一、五 最低溫度 七三、〇

各種洗濯石鹼 專門製造販賣 用途 陸軍、鐵道、船舶、鑛山、水道湯屋、散髮、諸工業用

京城旭町二丁目 （電話九七三番）

朝日石鹼製造所

▲無料紹介欄▼

人事部

●行商人募集 石油行商人二十五歲以下身体强壯志想堅實勞働を厭はず忍耐力ある者本人來談 龍山元町三日韓組（三〇七）
●英文代書 通譯懇嘱 本町一の七五中村
●商品販賣員募集 午前十時前希望者本人來談あれ 本町一、三巴酒店裏武田質店（四一〇）
●被雇度 年廿九市内に確實保證人有韓語に通ず不問職業被雇たし氏名在社（四一三）
●韓話通譯 會社銀行又は商店を問はず韓語通譯に被雇たし 氏名在社（四一二）
●望家庭敎師 某美術學校卒業生廿三歲市内相當の家に被雇たし 氏名在社（四一四）

物件部

●醫十開業向貸家あり 本町三丁目 贊化堂藥局（四一一）
●貸家 南山町二丁目にて煉化造二階建十疊ヶ外四間二階二間家賃面談 氏名在社（四一五）

廣告

東京産婆學校卒業

產婆 莊野キヌ

龍山十五間道路 鐵道官舍十六號一

▲清潔の下宿▼

客室の淸潔ご調理の美味ご御扱の懇切ごを特色こして下宿營業仕候間賑々敷御投宿の程御願申上候

壽町二丁目十番戸橫小路 （元花屋跡）

かめ屋

▲懇切の下宿▼

土耳古金口 大卷特製品大賣出



●賣出期間 明治四十二年七月十五日より同年九月十五日まで
●抽籤日 同年九月二十日
●景品引替期間 九月廿一日より十月卅日まで
●本景品券は百本入壹個に付一葉を呈す

一號太卷インペリヤアル 一圓四十錢
インペリヤアル 一圓
黑卷スポート 一圓十錢

景品目錄

一等 額面金貳百圓勸業債劵
二等 金側時計 一個
三等 二枚續白毛布 一個
四等 ブドウ酒（一打入） 一箱
六等 コーヒー道具 一組
八等 バスケット 一個
十等 婦人レース 一枚
五等 金口貨（百本入） 十箱
七等 信玄袋 壹個
九等 手提文庫 一個
（以下空籤なし）

トルキー、サモス、ヂ、ジエチン會社
トルコ煙草商會

特約店

本町六丁目 岡野洋物店（電話五七一番）
本町二丁目 辻屋本店（電話二四八番）
本町三丁目 辻屋支店（電話三六六番）



●正味十六オンスの容量あるは全國輸入の多數ミルク中鷲印を措て他に需むる能はず

營業科目

活版活字鑄造 石版銅版 木版彫刻 コロタイプ版 寫眞製版 書籍帳簿 製本裝釘

今般日韓活版印刷株式會社ヲ日韓印刷株式會社ト改稱致シ左記ノ處ニ新築移轉致候間倍舊御愛顧之程奉願上候也

日韓印刷株式會社

本社 京城明治町三丁目 電話（三二三番）
東京出張所 東京京橋區南鍋町一ノ十 電話新橋（三九六二番）

移轉御披露

京城寿町三丁目十六番戸（三日月湯下隣）

東京生そば 東京庵

電話九五五番

店舖改築ニ付 破格大賣出し

各位益々御淸祥奉慶賀候弊店儀兼テ特別ノ御引立ニ預リ御蔭ヲ以テ日ニ隆盛ニ赴キ從來ノ店舖ニテハ狹隘ニシテ御滿足ヲ計リ兼候ニ付今回業務擴張ノ爲メ一時休業ノ上店舖改築可仕候就テハ左記ノ通リ各位ノ御厚志ニ酬ユル爲メ特別大勉强破格大賣出し仕候間何卒御來遊多少共御買上ゲノ程奉願上候

自七月廿六日
至八月四日

正札より二割引

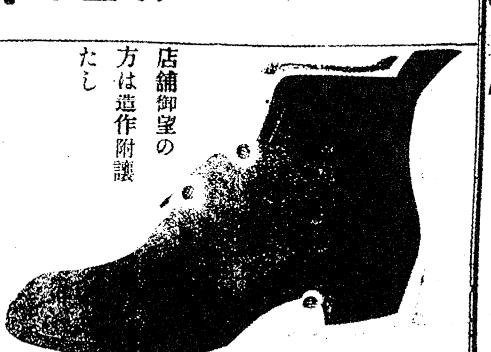
其他見切反物並に
よせ切に限り割引なし

君ヶ代足袋發賣元

京城本町四丁目

山口呉服店

電話九番



店舖御望の方は造作附讓たし

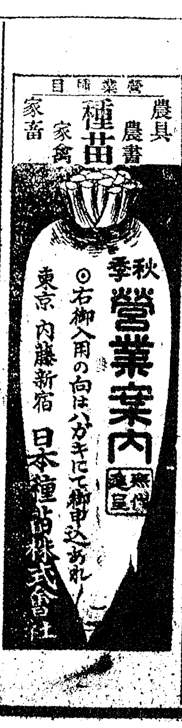
移轉に付き

メチヤく大安賣
廿四日より當分の
內壹足に付定價の
一圓引

御賣は特に御相談可申上候

京城本町六丁目

富田第一支店



漬物味噌醬油製造元

京城本町五丁目

大中賣出し

大上商店

（電話二五一番）

和洋酒、◎精酢、穀物麵類、銘茶、罐詰、乾物荒物食料雜貨、ビール、米糀、塩辛、日本食鹽各種特約販賣尙御望に依り商品切手調進仕候

九州セメント

上等生石灰販賣

京城南山町一丁目電話三四四番

山村商店

龍山元町一丁目 電話三四八番

中村運送店

待春日

合のしく

日本郵船株式會社

瀛船仁川出帆廣告

貨物及船客取扱店

仁川海岸通 電話三九番 郡回漕店

●釜山長崎門司神戸行 山東丸 月 日午後三時出帆
●大連、太沽、牛莊行 高砂丸 八月 五日正午出帆
●大連、大沽、牛莊行 山東丸 八月 十七日午前四時出帆
●大連、大沽、牛莊行 酒田丸 八月 廿六日正午
●釜山出帆、元山、清津、浦鹽行 神立丸 月

御注意 御乘船ノ際ハ稅關波止場ヨリ本船迄送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ解纜ノ事

●新聞料 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金四十五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一ヶ月金二十錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回五十錢▲參號活字十九字詰一行金六十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新報社 京城西署西小門通 電話六六三番